

公益財団法人長崎県国際交流協会の後援名義使用承認の申請等について

公益財団法人長崎県国際交流協会（以下、「協会」という。）の後援名義の使用承認を受けようとする場合は、下記により申請手続を行ってください。

記

第1 申請について

「後援名義使用承認申請書（様式第1号）」に次の各号の書類を添付して、当該事業実施日の30日前までに協会あてに提出してください。

（添付書類）

- ア 事業計画書（事業内容が確認できる書類）
- イ 収支予算書（様式は任意）

第2 使用承認基準について

（1）後援名義の使用承認は、次の各号の基準すべてに適合する事業について行います。

- ア 国際交流、国際協力など協会の施策の推進に寄与するもの
- イ 広く県民を対象とした公益性の高いもの
- ウ 政治的又は宗教的中立性が確保されているもの
- エ 営利を主たる目的とした事業でないもの
- オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの
- カ 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益にならないもの
- キ 主催者の事業運営能力等が確実なもの

（2）後援名義の使用承認に当たっては、必要により条件を付す場合があります。

第3 使用承認の取り消し

次の各号の一に該当すると認めるときは、後援名義の使用承認を取り消すことがあります。

- ア 使用承認基準に該当しなくなった場合
- イ 使用承認に当たって付した条件に違反した場合
- ウ その他後援名義を行うにふさわしくない事態が生じた場合

第4 事業終了の報告について

後援名義の使用承認を受けた者は、事業終了後、速やかに終了報告書（様式は任意）を提出してください。

第5 提出方法及び提出先

後援名義の使用承認申請書又は終了報告書は、郵送又は直接、協会窓口へ提出してください。

（提出先）

〒850-0862 長崎市出島町2番11号
（公財）長崎県国際交流協会
電話：095-823-3931